

## 1 児童福祉司の任用資格について

項目番号	内 容
1	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設（以下「指定施設」という。別紙2「児童福祉司任用資格確認票にかかる厚生労働大臣の定める施設」参照）において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3	医師
4	社会福祉士
5	社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6-1	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
6-2	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
6-3	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
6-4	社会福祉士となる資格を有する者（上記「4」に該当する者を除く）
6-5	精神保健福祉士となる資格を有する者
6-6	保健師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める指定講習会（6-7～6-10、6-13において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
6-7	助産師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
6-8	看護師であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
6-9	保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
6-10	教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において1年以上（同法

に規定する2種免許状を有する者にあつては2年以上) 相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

6-11 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

- ・ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
- ・ 児童相談所の所員として勤務した期間

6-12 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者(6-11に規定する者を除く。)であつて、6-11に規定する講習会の課程を修了したもの

6-13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員であつて、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

## 2 児童指導員の任用資格について

項目番号	内 容
1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2	社会福祉士の資格を有する者
3	精神保健福祉士の資格を有する者
4	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
5	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
9	学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
10	3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの